

自然会話に見られる依頼の背景知識の共有化作業 —依頼の対象物への認識・理解を確立する手立てをめぐる—

李 欣 穎

要 旨

本稿では、自然会話に生起する依頼の相互行為において、依頼者が依頼の対象となる物に言及して相手と共有する話者のターンの組み立て方を分析対象とし、依頼の展開でその共有化作業がどのような手立て・言語的資源によって組織されるかを明らかにすることを目的とする。

分析の結果として、依頼を展開するにあたり、①依頼の対象物への認識要求、②認識用指示試行、③描写・説明の形による対象物の提示、という3つの手立てが利用可能であり、どのような手立てが選択されるかは、被依頼者が、当の対象物に対する既存の共有知識の有無という「依頼者の想定」に応じて、「被依頼者に合わせた発話デザイン」で決まることを示した。最終的に、各手立ては、依頼の本題行為を行うための「準備」として、相互行為で言及される当の対象物に対する被依頼者の認識・理解の問題に対処するために利用できるものであることを明らかにした。

キーワード：依頼、会話展開の手立て、先行連鎖、会話分析

1. はじめに

従来日本語学習者は、いわゆる「てもらえませんか」「てくれませんか」などの定型的な「依頼」の表現形式を教科書の学習項目として学んできた。しかし、日本語母語話者による自然会話を観察すると、一連の会話展開において、依頼者は上述した定型表現ですぐに「依頼の本題⁽¹⁾」を表出せず、依頼場面において依頼に関わる特定の物・人物・事柄を提示し相手と共有することで依頼を展開していく場合がしばしばある。筆者が収集した事例（収集方法の詳細は第3節を参照）において、例えば事例（1）は、対象となる特定の物（以下では、「依頼の対象物」と呼ぶ）を提示し相手と共有することで依頼を展開している例である。（1）では、近いうちに留学を終える依頼

者Hは日本（T市）に戻る予定だが、荷物を実家のA県に一時的に送ってもまたT市に送り返さないといけないため、その近くに住んでいる先輩Yの家に送らせてほしいと依頼しようとしている。Hは1行目で後に依頼の本題行為を産出することを予告し、7行目で依頼の対象物の「書類」を提示している。その後、当の対象物をめぐる発話が暫く続いた後、被依頼者は一連の先行発話を踏まえて「依頼」が産出されようとしていることを理解し、本題が明示的に産出される前に24行目で先取りして受諾している。（文字化に使用した記号の一覧は注2を参照）

（1）【荷物の受取の依頼】

- 01 H：〈Yさんかジェラルルにどちらかにお願いしようかなど〉思ったこと
02 があるんですけど、=
03 Y：うん。
04 (0.7)
- 05 H：あの、.hh(.) 何でしたっけ、
06 (0.6)
- 07→H：自分：あの、その、卒論の調査した〈書類とかも〉：[結構な量で:]、=
08 Y： [うん。
- 09 H：=で、(0.5) A県に送るか：、
10 Y：うん。
11 H：〉迷っているんです。〈
12 Y：[うん。
13 H：[まあ、〉A県に送っても、また引っ越しでT市に送り返さなきゃだ
14 め〈で：、
- 15 Y：ああ：= → Yが理解を示し、参加者間の「依頼」に対する
16 H：=だから： 共通認識がある程度共有できたことを示す
17 (0.9)
- 18 H：何かそのYさんか(h)、ジェ(h)ラー(h)ル(h)さん(h)の：あのお宅に
19 直接、

依頼の本題行為を予告する発話

依頼の対象物の提示

- 20 (0.5)
- 21 Y: [うん
- 22 H: [ダイレクトに送ってしまおう)かなとかってことも<ちょっと考え
- 23 てて, [もし ()
- 24 Y: [あん うん (.) [全然 → 被依頼者による先取りの受諾
- 25 H: [大丈夫でしたら =
- 26 Y: =うん、全然いいよ.

この現象から、会話を展開する際、たとえ前述した定型的な依頼表現で依頼の本題行為を行わなくても依頼の意図が伝わるのが分かる。教育現場でそれを学習する機会はほとんどないが、実際の相互行為で生じるこの一連の発話は後続の依頼活動の展開と参加者間の相互理解に大きな影響を与える。

依頼を展開する上で、その対象物を相手と共有する際、日本語では実際どのような言語的資源や手立てが用いられるのだろうか。上述したように、依頼の対象物の他に、依頼に関わる人・事柄が共有される場合も見られたが、紙幅の関係上、本稿では(1)の7行目のような、依頼の対象物を相手と共有する依頼者の振る舞いのみを分析対象とし、そこで用いられる手立てを明らかにすることを目的とする。これにより、依頼の活動で実践的に使用できる言語的資源と会話展開の手立て、また、その対象物の共有化作業がどのように相互行為的に生み出されるのかが浮かび上がってくるため、今後の依頼の会話研究や日本語教育への応用に活かすことが期待できると考えられる。

2. 先行研究と本稿の研究課題

英語の会話を分析した Schegloff (1980, 2007) によると、会話の展開で話者が当の本題を切り出す前に、まず「Can I ask you a favor?」のような「本題行為の予告発話」によって、本題に入るための「予備的な発話」を行う発言の機会を確保する場合があるという。この行為の予告の後、話者は獲得した発言の機会を利用し、「Remember~?」などの形式によって依頼の対象物を先に言及する、という連鎖構造が報告されている。

一方、「依頼」をめぐる日本語の先行研究では、主にロールプレイやシナリオの会話資料を基に定型的な依頼表現を抽出したり、あるいは談話分析の視点から依頼者側の言語行動（「切り出し」「状況説明」「行動の促し」など）やストラテジーを特定する分析が行われてきた（熊谷1995、生天目他2012、蒲谷他1993）。事例（1）の7行目に見られるHの振る舞いは、筆者が収集した事例のほとんどに観察されるが、従来の研究では「事情（状況）説明」として分析され、それが実際どのような手立て・言語的資源で行われているのかはまだ体系的に議論されていない。また、実際の会話では、被依頼者の出方が依頼者の会話展開の仕方にも影響し、依頼の連鎖の組み立て方は、従来言及された定型的なものよりはるかに複雑な手立てが用いられている。そこで、本稿では以上の問題点を踏まえ、次の課題を検討していく。

- ①「依頼」が展開される際、依頼の対象物を被依頼者と共有するために実際に用いられる言語的資源、手立て（ターンの組み立て方）を明らかにする。
- ②また、各手立てがどのような問題に対処するために選択され、その使用によって相互行為的に何が達成されるのかについて考察する。

3. 研究データの概要と分析手順

会話の自然さを確保するためと、異なった依頼場面で話者に繰り返し使用される会話展開の手立てを探るために、本稿ではあえて参加者の属性、場面を統制せず、表1の手順で16件の自然会話（計160分程度）を収録した。

分析にあたり、依頼の話題開始から被依頼者による反応のターンまでの会話を西阪（2001）の転写システム⁽²⁾に従い文字化し、Emanuel A. Schegloff、Harvey Sacks、Gail Jeffersonらによって創始された「会話分析（Conversation Analysis）」の手法（Sidnell 2010）を分析に用いる。具体的には、各場面で繰り返し見られた依頼の手立ての組み立て方と、それを受けた被依頼者の反応・後続の会話展開を精査する。これにより、依頼を展開する上でなぜ定型的な依頼表現が行われなくても、一連の先行発話が参加者の間で「依頼」として理解可能になるのかも明らかになる。

表1 会話参加者・データの概要

依頼の内容	話者同士の属性・関係	データの収集方法
荷物、飛行機優待券、お米の郵送／書類の確認／荷物の受取／鍵の受渡／ICレコーダー、名刺作成のプリントの借用／商品の購入など	<ul style="list-style-type: none"> ・属性：依頼者（20～30代の日本語母語話者）－被依頼者（20～60代の日本語母語話者・日本語学習者） ・関係：家族、友人、親しい先輩、同級生、職場の同僚 	<p>会話収録の各協力者に録音の機材を渡し、電話相手となりうる人の承諾を事前に得てもらう。その後、何か用事やお願い事がある際、随時電話でその内容を伝えて録音してもらう。</p>

4. 依頼の対象物の共有化作業に使用される手立て

上記表1の方法で収集した事例16件のうち、共有化作業の発話の重なりや言い淀みで発話が途切れた事例2件と被依頼者の方が依頼の対象物に詳しいことで依頼者が被依頼者に質問する事例1件は、共有化作業への分析が困難なため、分析の対象外とする。また、共有化作業が最初で行われず、後から被依頼者による問い返しが起こった逸脱例が2件観察された（うち1件は5節で述べる）。残りの11件は、依頼の対象物や依頼に関わる人物・事柄を共有する際、次の①～③の手立てが使用され、当の対象物などに対する被依頼者の既存の知識状態に関わる依頼者の想定に応じて、そのいずれかが選択された（①4件、②1件、③6件）。

- ①（4.1節）「対象物を指示する表現＋じゃん／じゃない？」という形式を用い、被依頼者との共有経験を喚起しその対象物への理解を確認する。
- ②（4.2節）「依頼の対象物を指示する表現＋試行標識（上昇調イントネーション＋ポーズ）」という形式を用い、当の対象物への指示の適切性や被依頼者の認識可能性に含まれる何らかの不確かさを解消する。
- ③（4.3節）「依頼の対象物を描写・説明する」ことによって、その対象物に関する既存の知識がない被依頼者と当該の知識を共有する。

本稿では、各手立てが依頼の本題行為に向けての「準備」として、当の対象物への参加者間の理解を確立するために利用可能なものであることを示したい。次節では事例を通して、各手立てによって依頼の対象物の共有化作業

がどのように達成されるのかを述べる。5節では、各手立てがどのように使分けられ、それにより参加者間の相互理解がどう確立されるのかについて、総合的な考察を行う。

4.1 相手との共有経験から依頼の対象物への理解を確認する手立て

まず、次の事例を検討しよう。(2)では、大学名の入った名刺を作ろうとしている依頼者Mが、名刺の作成経験のある先輩Sに、名刺のひな型を貸してもらおうとしている会話である。

(2) 【名刺制作のチラシの借用】

- 01 M:)あ、すみません<.お願いが<あるん:>ですけど:今[大丈夫ですか?
02 S: [うんうん.
03 S: うん、)大丈夫、大丈夫[: : <.
04→M: [hあの この間言っ(.)てた:(.)大学[の=
05 S: [うん
06→M: =(.)名刺の (h) や (h) つを:、
07 (0.5) 対象物への認識・反応の機会を与える
08 S: [うんうんうん。 → Sの認識がやや遅れた
09→M: [あの、プリントを持ってたじゃないですか? Sさんが。 =
Sに共同経験を辿ることでその対象物を認識することを求め、反応を追求
10 S: =うん. 持ってた、持ってた。 → 肯定的応答
11 M: あれ: を、 → その対象物をめぐって依頼を展開させていく
12 (0.4)
13 S: うん。 =
14 M: =なんか-(0.6)うん? あれって直接大学会館に(0.5)行かなきゃ
15 いけないでしたっけ?
16 (0.7)
17 S: いや(.)別にあの(.)アドレス)っというか=あの<<紙>>の:(.)
18 あの:(.)メールに(.)内容を送ればいだけだから:、

- 19 M : あ- =
- 20 S : =あの、全然私のコピー<したいとか>、別にその場で私の(.)貸
- 21 して:(.)あの:(.)打てば全然できるよ。→ Sの応答に「申し出
- 22 M : あっ、[(.)じゃ- [hehehe が組み込まれている
- 23 S : [わざわざ [とりに行かなくても : =
- 24 M : =あっ、じゃそれ::(.)あの、見せてもらってもいいですか?
- 25 S : あ、)いよいよ [よく、全然.
- 26 M : [あ、ありがとうございます。それだけです: .

1行目でMは依頼の本題行為を予告することで会話を開始し、2行目でSに発話の続きを促された後、4~9行目で名刺制作の申請用チラシを指し示すいくつかの指示表現を産出している。依頼の本題が予告された状況において、このMの発話により、直前で予告された依頼が「この間言ってた大学の名刺のやつ」についての依頼であり、当の「名刺のやつ」と「プリント」はその依頼の対象物として理解可能となる。そして、4、6行目でMがその対象物を指示する際、「この間言ってた大学の名刺の『やつ』を」のように、Sにその指示対象を過去の共有経験を辿るように求める「認識用指示表現(Sacks & Schegloff 1979)」で産出していることから、SがMとの共有経験を想起すれば当の対象を特定できるはずだというMの想定が示されている。

ここでMは短いポーズを挟みながら当の「名刺のやつ」を産出することでSの反応を探り、6行目の末尾で音の強勢と延長でそれを際立たせてもSから明確な反応がなく、直後に0.5秒の沈黙も生じたため、MはSが当の「名刺のやつ」に対して認識を示すのに何らかの問題が生じたと思なし、ターンの進行を一旦止めている。そして、9行目でより具体的な指示表現(プリント)に言い換えた上で「じゃないですか?」を付加することにより、Sにそれを過去の共同経験から見つけ出すように求め、当の対象物を認識可能かSの反応を追求していることが分かる。同じターンでのMの発話として「大学の本屋で名刺を作る申し込み用のチラシが配られているんですけど、それ持っていますか?」と当のチラシを相手が知らないものとして描写・説明

し、Sが所持しているかについて質問する言い方も可能である。しかし、ここでこの説明の組み立て方が用いられず、『この間言ってた』大学の名刺の『やつ』という認識用指示表現が用いられ、また最初の言い方ですぐにSの理解が得られない際、Sにその対象物をMとの共有経験から探索するように求める言語的資源（対象物を指示する表現+じゃない?）が使用されている。

このことから、相手が当の対象物をすでに知っているとして依頼者が想定した場合、「依頼の対象物を指示する表現+じゃない?」の言語的資源を用いた手立てが使用できることが分かる。この手立てにより、被依頼者に当の対象物を共有経験から辿るように認識（当の指示対象を特定）させ、依頼との関連で理解できるかどうかについて確認を求めることが可能となる⁽³⁾。また、依頼者はこの手立てで確立された参加者間の対象物への理解を土台として相互行為を依頼の本題に向けて展開していくことも可能となる。

このことは、後続の受け手の反応と発話の展開からも裏付けられる。この手立てを受け、Sは実際10行目の応答で当の対象物への認識・理解を強制的に示している。その後、Mは共有された対象物を指示詞の「あれ」に言い換えて次のターンに取り込み、その指示対象をめぐるさらなる相互行為を展開している。14行目でMがチラシをめぐる依頼の本題を行うための予備的な質問を行った後、Sは17～21行目でそれを「依頼の対象物」として理解した上で、自身のものを貸せばMがお店に行かなくても済むと、行為レベルで「申し出」を応答に組み込んでいる。それを受け、Mは24行目で「じゃそれ：:(.)あの、見せてもらってもいいですか?」と、それまでのやりとりを踏まえ次の段階に進むことを示し、依頼の本題を行っている。このように、11行目以降のMの発話と申し出が組み込まれたSの応答は、9行目の手立てで確立された対象物への参加者間の理解を踏まえたからこそ行いうる発話であることが分かる。以上から、「依頼の対象物を指示する表現+じゃない?」という手立ては相互行為上、当の対象物に対する参加者間の相互理解を確立させるためのものであり、また、依頼の相互行為を本題に移行させるための土台を整える「準備」作業として行われたものであると言える。

では、なぜ「～じゃん/じゃない?」という形式の質問がその作業の実践

に利用されるのだろうか。この質問は疑問形式ではあるが、肯定的な応答で返すことが質問者に強く期待されていることを示す質問でもある。そのため、依頼の本題行為が控える準備位置において、受け手との間で依頼の対象物に関する共有知識があると想定できる場合、依頼者はこの質問で受け手に過去の共同経験からその対象物を特定するように求め、それに対する相手の認識・理解を確立することができる。同時に、相手から高い確率で肯定的な応答が返ってくるため、より確実に本題行為に移行することが可能となる。

以上からも分かるように、依頼を行う際、被依頼者が依頼の対象物を特定・理解できるかは、依頼の本題行為に進むための前提条件となっている。よって、受け手の認識・理解可能性と会話の進行性の問題は、この位置で参加者にとって対処しなければならない重要な課題となる。上述した特徴を持つ「～じゃん／じゃない？」の質問形式は、受け手が当の対象物を過去の共同経験ですでに知っていると依頼者がみなした場合、受け手の認識・理解可能性と会話進行性の問題を確実なやり方で解決できる有効な手立てであると言える。

4.2 対象物への指示の適切性や相手の認識可能性に何らかの不確かさが含まれる場合の手立て

一方、依頼の相互行為において、ある特定の対象物を被依頼者との共同経験から引き出せず、それに言及する際に用いる指示表現が適切かどうか、または、使用する指示表現で相手が認識できるかどうか不確かな場合がある。以下では、依頼者がこのような想定を持っている場合、その認識・理解の問題を解決するのに用いる言語的資源・手立てを考察していく。

次の事例（3）では依頼者Sは、先輩で同年齢のRにICレコーダーを借りるため、1行目で「お願いがあるんだけど：：」と発話の末尾を伸ばし、発話を続けることを示唆しつつ、依頼の連鎖を本題行為の予告で開始している。

（3）【ICレコーダーの借用】

01 S：ちょっとさ、R君、お願いがあるんだけど：：、→ 本題行為の予告

02 R : ¥何ですか? ¥

03→S : あの : <IC : レコーダー?> → 試行標識により依頼の対象物を確認

04 (0.5)

05 R : うん. =

06→S : =って持っている?

07 (0.7)

08 R : 持っているよ.

→ 肯定的な応答

09 (0.6)

10 S : 何個持っている?

→ 依頼の予備的な質問

11 (0.6)

12 R : 一個.

13 S : 一個しか持っていないの?

→ 依頼の予備的な質問

14 (0.7)

15 R : <一個>だよ : . .

16 S : え : : なんか : (.) 噂ではR君 (.) 2、3個持っているとかいう話

17 だったけど. =

18 R : =いや、それはイワサさんね hhh.

《中略、ここでイワサさんの IC レコーダーについて話がなされている》

19 S : で、まあR君もその一個 (.) 一個でいいからさ : ,

20 =IC レコーダ [ーさ : ,

21 R : [うん.

→ 依頼の本題行為

22 (0.6)

23 S : [貸して.

24 R : [うん.

25 (1.4)

26 R : いいけど : :

Rが2行目の質問で予告された依頼内容を明らかにするよう促した後、Sは3行目で「IC : レコーダー?」と、特定の物を指す表現の末尾を上昇調に

し、何らかの不確かさを含むことを表している。依頼の本題行為が予告された後で、「ICレコーダー？」から発話はゆっくりとなり、はっきりした上昇調で提示されることで、前で予告された依頼が「ICレコーダーに関わる依頼」として聞かれうる。対象物が提示された3、6行目の発話に用いられた手立ての働きとその言語的特徴に注目したい。3行目で依頼の対象物であるICレコーダーの語尾が「試行標識、try-marker (Sacks & Schegloff 1979)」(上昇イントネーション)を伴った上で、発話が完結する前に途中で区切られている。その後0.5秒の間合いが生じ、SはRのあいづちを聞いた瞬間、6行目で間を置かずに「って持っている？」と文法的に3行目の発話に続く形で発話を継続し、前で言及したICレコーダーを今の発話の焦点として提示すると共に、Rがそれを所持しているかについて質問している。

このような組み立て方で依頼の対象物が提示されたことから、3行目の末尾から沈黙の間にSはRの反応を待ち、Rにその対象物への理解を示す機会を与えていることが分かる。また、3行目の「対象物を指示する表現」の語尾で「試行標識(上昇イントネーション+ポーズ)」を伴った手立ては、依頼者が自身のターンの内側で順番を交替せずに相手の理解の可能性を確認するために用いられたものである⁽⁴⁾。この点に関して、被依頼者Rの反応(5行目)が裏付けとなる。0.5秒の沈黙の後、Rは聞き手としての反応(うん)のみを産出し、実質的にターンを取ることを控えている。これにより、被依頼者は直前で提示された「ICレコーダー」について一定の理解があることを示すと共に、3行目の末尾が発話の途中である、という理解も示している。一方、依頼者SもRから理解の反応を得て、当の対象物への理解が確立されたと見なし、6行目で直前の発話に続く形で発話を継続し完結させている。

同じ3、6行目で、もし依頼者Sが試行標識を伴わずに当の対象物を指示しても、Rがそれを依頼との関連で認識できると確信できる場合、「ICレコーダー、持っている？」という言い方が使用可能となる。一方、(3)ではSがそれを使用できる確信を持っておらず、「ICレコーダー」という指示表現で対象物を指し示すのが適切かどうか、また、被依頼者がその指示表現で対象物を依頼との関連で認識可能かどうかについて定かではない、という

話者の想定が示されていることが分かる。

このことから、依頼の本題行為を控えている準備位置において、依頼者は本題行為に先立って言及しようとしている依頼の対象物が、相手に確実に認識・理解できるかが不確かであると想定した場合、その不確実性を予め解消するためにターンの内部で「依頼の対象物を指示する表現+ 試行標識（上昇イントネーションとポーズ）」の言語的資源を用いた「認識用指示試行（串田2008）」の手立てが使用可能となる。また、この手立てにより、被依頼者がここで言及された「ICレコーダー」を依頼の対象物として理解可能か、という問題が5行目で解消された後、依頼者はその理解を基に、10、13行目で依頼の本題行為に移行するための予備的な質問（何個持っている？）を行い、本題に向けて会話を展開させている。以上から、この手立ても相互行為で生じうる認識・理解の問題に対処し、依頼を展開させるための土台を整えるのに使用可能な手立ての一つであると言える。

4.3 被依頼者に対象物に関する既存の共有知識がない場合の手立て

最後に本節では、被依頼者に依頼の対象物に関する既存の共有知識がなく、それを相手との共同経験から引き出せないと依頼者が想定した場合、当の知識を共有するために使用される手立てを事例（1）に沿って述べていく。

第1節で取り上げた事例（1）の7行目の発話である「自分：あの、その、卒論の調査した〈書類とかも：[結構な量で:], =」において、対象物が提示される発話の組み立て方とその言語的特徴に着目したい。Hは当の「書類」を提示する際、それを「自分の卒論の調査したもの」、「結構な量がある」と描写・説明する形で提示している。また「書類とかも：」において、説明を強調するように対象物自体を提示する発話の速度を遅らせ、韻律的に音を伸ばし、発話を未完結な形で一旦区切っている。依頼の本題が予告された後、「書類」が際立った描写・説明の形で産出されたことで、相互行為上依頼を進めるのに相手に「依頼」と関連づけて理解してもらうべき要点であることが示され、当の書類が予告された依頼の対象物として理解されることになる。

実際、8行目以降の被依頼者の反応と会話の展開を見ると、Yは、直前の

発話が「卒論の調査した書類とかも」に至り、当の対象物である「書類」が産出された瞬間、聞き手としての反応「うん」を産出している。依頼が予告されて当の書類をどうしてほしいのかがまだ明らかにされていないこの時点で、7行目の発話が未完結な形で区切られることで、Hが引き続き話すことが示唆されている。この時点でYは「うん」を産出することで順番を取らずにHの発話の続きを促し、直前で提示された対象物への理解を示していると言える。これを受け、Hは9行目で接続詞「で」と言うことにより、ここまでで確立された理解を踏まえて次に進むことを明示し、書類を実家に送るか迷っているという事情を説明し、依頼の本題行為（18～23行目）に向けて相互行為を展開させていくのである。

以上のことから、依頼者は依頼を予告した後、本題の産出に向けてまず「依頼の対象物」に言及する際、被依頼者に当の対象物に関する既存の共有知識がないと想定した場合、それを相手と共有するために、その対象物を「描写・説明」の形で提示する手立てを使用すると考えられる。

5. 各手立ての選択と依頼の対象物への参加者間の認識・理解の確立

以上、会話の展開において、依頼の対象物に言及しそれを相手と共有するために用いられる3つの手立てを検討した。以下では各手立てがどのように選択されるのかについて、先行研究の知見を踏まえながら考察する。

Sacks & Schegloff (1979)によると、会話の中で話者がある物事に言及する際、それを指し示すのに利用可能な指示表現は複数存在しているという。しかし、その中からどの指示表現を選択するかは、(I) 最小限の指示表現を優先させる (preference for minimization)、(II) 受け手に合わせたデザインを優先させる (preference for recipient design) という2つの指針に従っているという。つまり、話者はできる限り「受け手が認識できる認識用指示表現」を簡潔な形で用いるということである。

これまで検討してきた依頼の対象物の共有化作業においても、依頼者は基本的に上記の指針に従い、相手が当の対象物に対する既存の共有知識があるかどうか、という「依頼者の想定」に応じて「受け手に合わせたデザイン」

で各手立てを次のように選択していることが分かった。

- (i) 過去の参加者の共同経験で被依頼者に既存の共有知識がすでにある（かつその共有知識から当の対象物を呼び起こすことができる）と依頼者が想定できる場合、4節で挙げた①の手立てが優先的に選択される。これにより、依頼者は「じゃん／じゃない？」などの質問形式を用い、被依頼者との共有経験を喚起し、その対象物への認識・理解を確認する。
- (ii) 依頼者の用いた表現で当の対象物を指し示すのが適切であるか、また被依頼者がその表現で対象物を依頼との関連で認識可能か定かではない、と依頼者が想定した場合、その不確かさを解消するために4節の②の手立てを用い、自身のターンの内側で順番交替せずに被依頼者に確認する。
- (iii) 被依頼者に当の対象物に関する既存の共有知識がないと見なした場合、相手にそれを「依頼」との関連で理解できるように、4節の③の手立てを選択し、対象物を描写・説明する形で当該の知識を相手と共有する。

では、依頼の相互行為においてこの共有化作業が何故必要とされ、それが参加者間の理解の確立にどのように貢献しているのかについて考察する。事例（2）の24行目からも分かるように、依頼の本題行為はしばしば特定の対象物を含んでいる。会話で相互行為をその本題に問題なく進められるかどうかは、被依頼者が当の対象物を特定できるか、またそれを依頼との関連で理解可能かどうか、という受け手の認識・理解の可能性にかかっていることが分かる（Schegloff 1980）。よって、この位置で当の対象物に対する参加者間の理解を確立することは、相互行為上依頼者がまず直面する課題となる。

この課題に対処するために、依頼者は相手が当の対象物にどの程度アクセスできるかという、相手の既存の知識状態に関わる自身の想定を基に、前述した3つの手立てを使い分けてその共有化作業の組み立て方を調整している。例えば、（2）では6行目で依頼の対象物が産出された後に沈黙が生じたため、依頼者は相手が認識を示すのに何らかの障害が起きたと見なし、発話を一旦止めて9行目でまず①の認識要求の手立てにより、相手に当の対象物を共有経験から喚起するように求め、その理解を確認している。

このように、参加者間で生じうる認識・理解の問題に対処するために、依頼者は自身が想定した受け手の知識状態に合わせた手立てを選択し、その共有化作業を本題行為から二段階に分けて依頼を展開していることが分かる。

実際、次の事例（４）の５、６行目のように、その共有化作業が上述のような段階を踏んで十分に行われていないため、本題行為が行われた後、被依頼者に理解の問題が生じて後続会話で修復（９行目）が引き起こされた事例も観察された。（４）は、依頼者Ⅰが母親Ⅱに「サクマ式ドロップス」という飴を買うように電話で話している場面である。

（４）【飴の購入の依頼】

01 Ⅰ：＝あのさ、今度さ：（．）買い物 [行く時にさ：、

02 Ⅱ： [うん。

03 (0.4)

04 Ⅱ： [うん。

依頼の本題行為

05→Ⅰ： [あの：）あのあめ-あめちゃん買ってきてほしんだけど<＝

06→ ＝あの：： ）サクマ [式ドロップスみたいなやつ。<

07 Ⅱ： [あ-

08 (1.2)

09→Ⅱ： え？ → 問題が生じ、受け手により修復が求められる

10→Ⅰ： ）サクマ [式ドロップスみたいなやつあるじゃん？<＝

11 Ⅱ： => うんんんん.<

12 Ⅰ： あれ買ってきてほしいんだけど。

当の対象物が認識できるように「じゃん」によって受け手の認識を喚起し、修復を完了させる

13 (0.6)

14 Ⅱ： うん： 分かった。

（４）で、Ⅰは５行目で先に依頼の本題を産出し、その対象物のあめちゃんを明確にするために後から「サクマ式ドロップスみたいなやつ」を早口で付け加えている。しかし、その共有化作業は前述の仕方では本題に先立って十分に行われていないため、６行目でその対象物の説明が付加されても、Ⅱは

沈黙の後で前の発話に対して何らかの聞き取りの問題が生じたことを「え？」によって先行発話への修復を要求している。この問題に対処するために、Iは10行目で対象物の「サクマ式ドロップみたいなやつ」を再度指示し、「じゃん」を付加する①の手立てにより、Uに対象物への認識を喚起し理解を求めている。これを受け、Uも11行目の応答で遅れた認識を補うように理解を主張している。このことから、10行目でIもやはり前述の事例と同じく依頼の対象物を順序立てて会話に導入することを志向していることがうかがえる。

以上から分かるように、相手が依頼の対象物を確実に認識・理解できるように共有化作業を踏まずに唐突に本題を行うと、後続会話でトラブルが起こり、受け手が修復を要求することでかえって依頼の進行性が阻まれる事態が起こる可能性がある。この事態を未然に防ぐために、前述の手立ては会話を展開する上で(i)～(iii)の状況に応じて、参加者の相互理解を確立するのに実践的に利用可能なものとして依頼者に使い分けられていると言える。

6. おわりに

以上、依頼の対象物の共有化作業で使用される①～③の手立てについて分析してきた。3つの手立てはいずれも依頼の本題行為を行うための「準備段階の最初のターン」において、本題に先立ってその対象物に対する参加者間の理解を確立させるために利用可能なものである。5節の(i)～(iii)で示したように、依頼を展開する際、各手立てに用いられる言語的資源、連鎖的特徴は異なり、当の対象物に対する被依頼者の知識状態に関わる「依頼者の想定」に応じて、いずれかが選択されることが明らかになった。

会話の展開で上記の手立てが行われた場合、後続会話で産出される本題行為が「依頼」ではない場合もありうる。しかし、上で見た各事例からも分かるように、依頼の本題行為が予告された後、話者が準備の段階でこうした共有化作業を行う中で、後続会話で他の本題行為(例えば、申し出)ではなく、「依頼」が来ることを参加者の間でも理解可能な形で方向づけられる。このことから、依頼の連鎖で繰り返し見られた手立ては依頼を展開する準備

段階で利用可能なものであると言える。

本稿で取り上げた手立ては、従来の研究や教育現場で扱われてきた定型的な表現よりも多用されているが、学習者がそれを学習する機会はありません。依頼を展開する上で適切な順番でその背景知識を相手と共有し理解を得ることは重要な課題である。これらの手立ては話者に実践的に利用できるものであり、日本語教育現場への応用や会話研究に示唆を与えうると思われる。

注

- (1) 本稿でいう「依頼の本題」とは、相手に即座に返答してもらおうような「～てもらえませんか」といった質問や授受表現で明示的に働きかける発話、すなわち、行為上も形式上も「依頼」として理解される発話である。
- (2) この転写システムは Gail Jefferson によって開発されたものを日本語会話に適用したものであり、その一覧は次の通りである。

: :	音の延長	<u> </u>	強く発音される	[発話の重なるの開始
(.)	0.2秒以下の沈黙	()	聞き取り不可能	(0.8)	沈黙の長さ (秒単位)
h	呼気音	.h	吸気音	° °	音が小さい箇所
=	発話が途切れなく密着する	> <	発話のスピードが速くなる	< >	発話のスピードが目立って遅くなる
言-	言葉が途切る	言 (h)	笑いながら発話	he	笑い声
¥ ¥	笑い顔で産出される発話	?	語尾の音が上がっている	,	音が少し下がって弾みがついた発話
↑ ↓	音調の極端な上がり下がり	.	音が下がって区切りがついた発話		

- (3) これに関し、串田 (2008) も、話者がある指示表現に言及する際、受け手がそれを認識できるかを予備的に調べるために「指示表現+ある／知っている+でしょ／じゃない」の形式により「認識要求」を行うと指摘している。
- (4) 串田 (2008) はこの手立てを前述した「認識要求」の手続きと同じく、受け手への認識探索を開始するための手続きの一つであると述べている。

参考文献

蒲谷 宏・川口義一・坂本 恵 (1993) 「依頼表現方略の分析と記述—待遇表現教

- 育への応用に向けて」『早稲田大学日本語研究教育センター紀要』5 pp. 52-69 早稲田大学
- 申田秀也 (2008) 「指示者が開始する認識探索—認識と進行性のやりくり」『社会言語科学』10-2 pp. 96-108 社会言語科学会
- 熊谷智子 (1995) 「依頼の仕方—国研岡崎調査のデータから」『日本語学』14-10 pp. 22-32 明治書院
- 生天目知美・劉 雅静・大和啓子 (2012) 「日中韓の友人会話における依頼の談話展開」『筑波応用言語学研究』19 pp. 15-29 筑波大学大学院
- 西阪 仰 (2001) 『心と行為—エスノメソロジーの視点』岩波書店
- Sacks, Harvey, Schegloff, Emanuel A. (1979) Two Preferences in the Organization of Reference to Persons in Conversation and Their Interaction. In George Psathas (ed.), *Everyday Language: Studies in Ethnomethodology*. pp. 15-21. New York: Irvington.
- Schegloff, Emanuel A. (1980) Preliminaries to Preliminaries: “Can I ask you a question?”. *Sociological Inquiry*, 50, pp. 104-152.
- Schegloff, Emanuel A. (2007) *Sequence Organization in Interaction: A Primer in Conversation Analysis*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Sidnell, Jack (2010) *Conversation Analysis: An Introduction*. Oxford: Wiley-Blackwell.

(り きんえい：筑波大学大学院)

(2019.11.10 受理)